

令和元年(2019年) 7月30日

プレミアム付商品券事業について

(1) 事業の目的

消費税・地方消費税引上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行します。

(2) 購入対象者

① 住民税非課税者

(平成31年度) 令和元年度住民税非課税者

→ 課税者と生計同一の配偶者や扶養親族、生活保護受給者等は対象外となります。

② 子育て世帯の世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子(※)の属する世帯の世帯主

※ 令和元年9月30日現在で0歳～3歳半までの子が対象です。

(3) 対象者数見込み

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 住民税非課税者 | 約 48,000 人 |
| ② 子育て世帯の世帯主 | 約 9,000 人 (子供の数) |
| 計 | 約 57,000 人 |

※ 商品券は住民税非課税者が購入率85%、子育て世帯の世帯主が購入率100%と想定し、50,000人分を発行します。(発行総額12億5千万円)

(4) 商品券の購入限度額

① 住民税非課税者

商品券の券面額25,000円(販売額20,000円)

② 子育て世帯の世帯主

商品券の券面額25,000円(販売額20,000円) × 対象の子の数

※ 非課税かつ子育て世帯の場合は、それぞれの要件において購入できます。

※ 券面額と販売額の差額がプレミアム分(国庫負担)となります。

(5) 商品券の額面・販売単位

① 商品券の額面、販売単位

1枚当たり500円です。販売単位は、500円券10枚を1セットとし、1セットから購入可能（販売額4,000円/セット）。購入対象者1人につき5セットまで購入できます。

② 商品券デザイン



(6) 商品券の販売（販売期間：10月1日～2月29日）

① 商品券を購入する際には、「購入引換券」が必要です。

② 商品券の販売場所は、販売期間中の常設販売として、市内全郵便局のうち、新越谷郵便局を除く22局、ガーちゃんの蔵屋敷（越谷駅東口）、水辺のまちづくり館（レイクタウン地内）で実施します。なお、販売日時は、各販売場所の営業時間に準じます。

(7) 商品券の使用（使用期間：10月1日～3月31日）

商品券は越谷市内の商品券取扱事業者の店舗等のみで使用できます。

(8) 取扱事業者の募集（募集期間：7月16日～12月27日）

越谷市内に店舗・事務所が所在する事業者が応募できます。

応募方法は、特設ホームページの申込みフォームに入力又は申込書をFAXか郵送してください。

《特設ホームページアドレス》

<https://premium-gift.jp/Koshigaya/>

《FAX 及び郵送送付先》

〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 FAX 048-649-4510

㈱JTB 埼玉支店（プレミアム付商品券事業運営等業務委託受託者）

【問い合わせ】福祉部 プレミアム付商品券事業担当室
電話048-963-9241